

議第 4 6 号から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
議第 5 1 号まで に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に  
関する基準等の一部を改正する省令等の一部改正に伴う条例の整備  
について

## 1 改正の経緯

障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等の人員，設備，運営等に関する基準については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，社会保障審議会障害者部会の審議を踏まえ，障害福祉サービス等報酬に係る改定と併せて，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたこと及び障害福祉サービスの新設に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」といいます。）の一部改正による引用条項の移動が生じたことに伴い，関係条例の整備を行うものです。

## 2 整備をする条例

- (1) 議第 4 6 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 議第 4 7 号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 議第 4 8 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 議第 4 9 号 呉市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 議第 5 0 号 呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 議第 5 1 号 呉市蒲刈障害者活動支援センター条例

## 3 関係省令の主な改正内容

### (1) 共生型サービスの新設

障害者が 6 5 歳以上になっても，使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や，福祉に携わる人材に限りがある中で，地域の実情に合わせて，人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から，介護保険と障害福祉相互に該当するサービスについて，「共生型サービス」が創設され，介護保険制度における指定を受けた事業所や児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）における児童発達支援の事業を行うもの等であれば，基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとして基準が設けられました。

【共生型サービス概要】

サービス名称	改正の内容
共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	介護保険制度における訪問介護，小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型居宅介護，共生型重度訪問介護の指定を受けられるものとして，基準を設定
共生型生活介護 共生型自立訓練（機能訓練） 共生型自立訓練（生活訓練）	○介護保険制度における通所介護，地域密着型通所介護，小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型生活介護，共生型自立訓練の指定を受けられるものとして，基準を設定 ○児童福祉法における児童発達支援，放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型生活介護の指定を受けられるものとして，基準を設定
共生型短期入所	介護保険制度における短期入所生活介護，小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所であれば，基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして，基準を設定

(2) 障害福祉サービスの新設

障害福祉サービスに次のサービスが新たに設けられたことに伴い，これらのサービスに関する基準，設備及び運営に関する基準が設けられました。

サービス名称	サービスの内容
就労定着支援	利用者が自立した生活を営むことができるよう，就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して，一定期間にわたり，当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主，障害福祉サービス事業を行う者及び医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう，定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問，利用者からの相談対応等により，利用者の状況を把握し，必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を，保健，医療，福祉，就労支援，教育等の関係機関との密接な連携の下で，当該利用者の意向，適性，障害の特性等に応じて行います。

日中サービス支援 型指定共同生活援助	重度の障害者等に対して，常時の支援体制を確保することにより，利用者が地域において，家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう，利用者の身体及び精神の状況等に応じて，共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護等を行います。
-----------------------	--

### 【用語解説】

居宅介護	居宅において，入浴，排せつ，食事等の介護や調理，洗濯掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由，知的障害又は精神障害があり常時介護を要する人に，居宅において，入浴，排せつ，食事等の介護や調理，洗濯掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行うサービスです。
生活介護	常時介護を要する人に，主として昼間において，入浴，排せつ，食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などの支援を行うサービスです。
自立訓練	<p>&lt;機能訓練&gt; 身体障害のある人や難病を患っている人について，施設や事業所等への通所又は居宅への訪問によって，理学療法，作業療法等のリハビリテーション等を行うサービスです。</p> <p>&lt;生活訓練&gt; 知的障害や精神障害のある人について，施設や事業所等への通所，居宅への訪問等によって，入浴，排せつ，食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行うサービスです。</p>
児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて，日常生活における基本的な動作の指導，自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と，福祉サービスと併せて治療を行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを行います。
短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が，病気等の理由により介護を行うことができない場合，短期間の入所をしてもらい，入浴，排せつ，食事その他の必要な支援を行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談や日常生活上の援助を行います。
【介護保険】 訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して，入浴，排せつ，食事等の介護や調理，洗濯，掃除等の家事を行うサービスです。
【介護保険】 通所介護（デイサービス）	日中，老人デイサービスセンターなどに通ってもらい，利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族負担の軽減を図るために食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスです。
【介護保険】 地域密着型通所介護	日中，利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい，食事，入浴，その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。
【介護保険】 小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして，利用者の希望などに応じて，訪問や宿泊を組み合わせ，入浴，排せつ，食事等の介護，その他日常生活上の世話，機能訓練（リハビリテーション）を行うサービスです。
【介護保険】 短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい，食事，入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

#### 4 各議案の主な改正内容

##### (1) 議第46号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

###### ア 指定重度障害者等包括支援

(ア) 「重度障害者等包括支援サービス利用計画」の名称を「重度障害者等包括支援計画」に改めます（第120条・第121条）。

(イ) サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し，担当者会議を開催する等を定めた規定を削除します（第121条）。

###### イ 自立訓練

自立訓練に係るサービス事業の対象者要件を定める規定を削除し，障害種別によらず利用できるものとします（第124条）。

###### ウ 指定就労定着支援

指定就労定着支援の基準を次のとおり定めます。

###### (ア) 基本方針（第177条の2）

就労定着支援事業の実施についての基本方針を定めます。

###### (イ) 人員に関する基準（第177条の3：従うべき基準）

指定就労定着支援の事業を行う事業所に就労定着支援員とサービス管理責任者を置くものとし，その員数を定めます。

**(ウ) 設備に関する基準（第 177 条の 5）**

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。

**(I) 運営に関する基準**

**a サービス管理責任者の責務（第 177 条の 6）**

サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うものとします。

**b 実施主体（第 177 条の 7：従うべき基準）**

実施主体は、過去 3 年間に於いて平均一人以上、通常の事業所へ新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならないものとします。

**c 職場への定着のための支援の実施（第 177 条の 8）**

指定就労定着支援事業者は、利用者やその家族等に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する助言等の必要な支援を行わなければならないものとします。

**d サービス利用中に離職する者への支援（第 177 条の 9）**

指定就労定着支援の提供期間中に雇用された事業所を離職し、再就職等を希望する利用者に対し、再就職のための支援等を行わなければならないものとします。

**エ 指定自立生活援助**

指定自立生活援助の基準を以下のとおり定めます。

**(7) 基本方針（第 177 条の 13）**

自立生活援助の実施についての基本方針を定めます。

**(I) 人員に関する基準（第 177 条の 14：従うべき基準）**

指定自立生活援助の事業を行う事業所に地域生活支援員とサービス管理責任者を置くものとし、その員数を定めます。

**(ウ) 設備に関する基準（第 177 条の 16）**

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。

**(I) 運営に関する基準**

**a 実施主体（第 177 条の 17：従うべき基準）**

実施主体は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならないものとします。

**b 定期的な訪問による支援（第 177 条の 18）**

指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供、相談等の社会生活を営むために必要な援助を行わなければならないものとします。

ないものとしします。

**c 随時の通報による支援等（第177条の19）**

指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに状況を把握するとともに、利用者の家族や医療機関等との連絡調整等の必要な措置を適切に講じなければならないものとしします。

**オ 日中サービス支援型指定共同生活援助**

指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助の基準を以下のとおり定めます。

**(7) 基本方針（第194条の3）**

日中サービス支援型指定共同生活援助の実施についての基本方針を定めます。

**(イ) 人員に関する基準（第194条の4：従うべき基準）**

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所に世話人、生活支援員及びサービス管理責任者を置くものとし、その員数を定めます。

**(ウ) 設備に関する基準**

a 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設等の敷地外に設けるものとしします（第194条の6第1項：標準とすべき基準）。

b 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、その入居定員を二人以上10人以下としします。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとしします。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下としします（第194条の6第4項：標準とすべき基準）。

c 共同生活住居は、1以上のユニットを有することとしします（第194条の6第7項：従うべき基準）。

d ユニットの入居定員は、二人以上10人以下としします（第194条の6第8項：標準とすべき基準）。

**(イ) 運営に関する基準**

**a 実施主体（第194条の7）**

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設型又は単独型に限る。）を行うものとしします。

**b 介護及び家事等（第194条の8）**

常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならないものとしします。

**c 協議会等の設置等（第194条の10）**

地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等

を聴く機会を設けなければならないものとします。

#### カ 共生型サービス

共生型居宅介護，共生型重度訪問介護，共生型生活介護，共生型短期入所，共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について，条例に定める各基準該当障害福祉サービスと同様の基準を設けます（第3章第5節・第4章第5節・第6章第5節・第8章第5節・第9章第5節：一部従うべき基準）。

#### キ その他

(ア) 多機能型事業所で行う事業に，児童福祉法に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加えます（第2条）。

(イ) 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を，平成33年3月31日までに延長します（附則第9条）。

#### (2) 議第47号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

##### ア 職場への定着のための支援の実施（第44条の2）

生活介護事業所において，職場への定着のための支援を実施することを規定します。

##### イ 通勤の為の訓練の実施（第64条の2）

就労移行支援事業者は，通勤のための訓練を実施することを規定します。

#### (3) 議第48号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設が障害児入所施設の指定を受け，一体的に支援を提供している場合の従業員の員数の特例を廃止します。

#### (4) 議第49号 呉市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者総合支援法の一部改正による引用条項の移動に伴う整理を行います。

#### (5) 議第50号 呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者総合支援法の一部改正による引用条項の移動に伴う整理を行います。

#### (6) 議第51号 呉市蒲刈障害者活動支援センター条例の一部を改正する条例

障害者総合支援法の一部改正による引用条項の移動に伴う整理を行います。

※「従うべき基準」，「標準とすべき基準」と明記していない条は，「参酌すべき基準」です。

#### 【参考】

- ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・ **標準とすべき基準**

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・ **参酌すべき基準**

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

**【用語解説】**

障害福祉サービス	障害のある人の障害の程度や介護者、居住等といった勘案すべき事項を踏まえて提供されるサービスです。
指定障害福祉サービス	市長が呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第21号）で示す基準等に適合すると認めて指定した者が行う障害福祉サービスで、自立支援給付費が支給されます。
居宅サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき提供されるサービスのうち、要介護者に対し、主に在宅での介護を提供するサービスです。居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、必要なサービスが提供されます。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
サービス利用計画	指定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）です。
就労継続支援A型	企業等への就労をすることが困難な障害がある人について、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供や知識及び必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援B型	企業等への就労をすることが困難な障害がある人について、生産活動の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にある障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与するサービスです。
障害者支援施設	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設です。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
蒲刈障害者活動支援センター	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するために呉市が設置する、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

## 5 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

## 6 施行期日

平成30年4月1日